

様式第8号（第11条関係）

令和7年6月12日

宇和島市議会議長
松 本 孔 様

宇和島市議会政治倫理審査会
会 長 権 奇 法



審 査 結 果 報 告 書

令和7年2月14日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、宇和島市議会政治倫理条例第8条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 審査対象議員

浅野 修一

2 審査請求の年月日

令和7年1月9日

3 審査請求の事件の内容

令和6年12月13日の第98回宇和島市議会定例会の一般質問において、審査対象議員である浅野修一議員が宇和島市教育委員会教育長山村由美氏へ発言した「三間の給食センターですね、廃止になったらですね、もう教育長、たぶん三間には住めません。住めませんよ。たぶん商店街から無視されますよ。」及び「もう三間なくしたら、教育長、三間に住めませんよ。」との内容について、宇和島市議会政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項に違反するとして審査を求められたもの。

4 審査請求の理由

- (1) 当該行為は、教育長に対する威圧的な恫喝発言、脅迫行為であり、パワーハラスメントに該当し、人権侵害であり、教育長の公正な職務執行を妨げ、市職員等に対しても精神的な打撃を与えるものであるため。
- (2) 当該行為は、市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なうおそれのある行為であるため。

5 審査の結果

(1) 本審査請求書の適否

適する

(2) 政治倫理基準等の違反

違反する（条例第3条第1項第1号に違反）

(3) 措置の内容

- ・戒告
- ・議会において政治倫理に関する研修会を行うこと

なお、令和7年2月10日に第1回目の審査会を開催して以降、令和7年6月12日まで4回にわたり協議した結果は次のとおりである。

第1回審査会 令和7年2月10日（木）

- (1) 本審査会の会長を権委員、副会長を小関委員に決定した。
- (2) 本審査請求書の内容の確認及び今後の審査会のスケジュール等の確認を行い、本審査会及び審査に用いる資料は非公開とすること、審査会の会議録については概要版を市ホームページで公表することを決定した。
- (3) 本審査請求書の内容を確認した。
本審査請求書について事実確認を行うため、以下の資料を用いた。
本審査請求書、当該発言の会議録の速記、当該発言の中継の録画
- (4) 審査に必要とするため、条例第8条第2項の規定により、審査請求者及び審査対象議員に審査会への出席を求め、事情聴取を行うことを決定した。その際、審査請求者は3名のうち1名の出席を求めることを決定した。
- (5) 条例第11条の規定により審査対象議員に釈明の機会を保障することを確認した。

第2回審査会 令和7年4月10日（木）

- (1) 審査請求者に事情聴取を行った。
- (2) 審査対象議員から釈明があった。この際、弁明書の提出があった。
- (3) 審査対象議員に事情聴取を行った。
- (4) 委員より、その他の者として審査対象議員の当該発言の相手である教育長にも事情聴取を行いたいとの意見が出され、審査会で協議した結果、教育長への本審査会への出席を求め事情聴取を行った。

第3回審査会 令和7年5月8日（木）

- (1) 審査請求の適否について審査した結果、条例に規定する要件を満たしており、審査請求者、審査対象議員、その他の者への事情聴取を行ったことで、

事件の全容が明らかとなったことから、適するものと判断した。

- (2) 本審査会は、本審査請求書に記載の問題とされている行為が条例に規定する政治倫理基準に違反すると認められるか否かについて審査した結果、条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反するものと認定した。なお、審査にあたっては、審査請求書には審査対象議員の当該発言が条例第3条第1項に規定する政治倫理基準のうち、第1号、第4号、第8号に違反している旨の記載であることから、次のとおり結論づけたものである。

(ア) 第1号違反についての結論

本審査会は、市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なうおそれのある行為か否かの判断につき、審査対象議員本人が釈明及び事情聴取の際に当該発言がこれに該当すると認めていることを踏まえて協議した結果、全会一致により、当該発言を第1号に違反するものと判断した。

(イ) 第4号違反についての結論

本審査会は、市職員等の公正な職務執行を妨げたか否かの判断につき、当該発言が教育長の職務執行を妨げたとはまでは認定できず当該発言を第4号に違反するものと断定できないと判断した。

(ウ) 第8号違反についての結論

本審査会は、パワーハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為か否かの判断につき、パワーハラスメントについて国が公式見解を示している3要件（優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就労環境が害されるもの）全てに該当するかを協議した結果、3要件全てに該当するものとまでは認定できず、当該発言を第8号に違反するものと断定できないと判断した。

以上のことから、審査対象議員による当該行為は、条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反すると認定した。

なお、講じるべき措置の内容についての内容は後述のとおりである。

第4回審査会 令和7年6月12日（木）

- (1) 本審査の結果の報告書により、議長へ報告することを確認した。
(2) 第4回の会議録〔概要版〕の内容の確認については会長に一任することとした。

6 講じるべき措置の内容

(1) 本審査会は、政治倫理基準に違反すると認められる場合の条例第9条に規定する措置について協議した結果、全会一致により、第1号の戒告の措置が妥当であると判断した。なお、本審査会は、判断にあたって以下のア～ウの点を考慮した。

ア 審査対象議員が、松本議長からの助言に基づき発言の取り消しを申し出て、本会議で許可され、取り消されていること。

イ 審査対象議員が、当該発言について、議会の同意、許可を得て本会議において謝罪していること。

ウ 審査対象議員が、令和7年1月7日付で宇和島市議会の常任委員会である産建教育委員会の委員長の職の辞意を表明し、同委員会で許可されていること。

以上のことにより、議会が被った損害がある程度回復されていると考えられると判断した。

(2) 本審査会は、議会において政治倫理意識の向上のため、政治倫理に関する研修会を行うことを求める。

以上のことから、条例第9条に規定する措置として、第1号の戒告及び第6号のその他必要と認める措置として、政治倫理研修会の開催を求める。

付 帯 意 見

本審査会は、この報告書を議長へ提出するにあたり、講じるべき措置の内容について、次のとおり意見を付する。

1. 本事件において、浅野議員の当該発言は条例に規定する政治倫理基準に違反すると認定され、条例第9条に規定される措置を講ずるよう議長に求めることと決定した。

浅野議員においては、条例第1条の目的を議会内外を問わず常に認識し、その意識を高め、同様の事案を繰り返さないよう対応することを求め、意見とする。

2. 条例第1条には「議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実にその職務を行うことを促し、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と明記されている。

宇和島市議会においては、全議員が条例第1条の目的を議会内外を問わず常に認識し、その意識を高め、同様の事案の発生が繰り返されることのないよう対応することを求め、意見とする。